

東京地裁「倒産部」とビジネス・コート

宮本 聡
So MiyamotoPROFILEはこちら 

1 東京地裁「倒産部」に(2022年4月)

東京地裁では、2022年3月まで、長年にわたり、破産・民事再生は民事20部(破産再生部)、会社更生は民事8部(商事部)によって事件処理がなされてきましたが、同年4月より、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続承認援助事件等が民事8部から民事20部に移管され、民事20部の名称も「破産再生部」から「倒産部」に変更¹されました²。

民事再生と会社更生はともに再建型の倒産手続であり、手続が類似しているところもあることから、会社更生が民事20部に移管されたことに伴い、従前の会社更生の実務運用が変わることも考えられるものの、民事20部としては、当面は民事8部の運用を承継しつつ、破産・再生事件の運用状況も踏まえて、利用者が利用しやすい、公正・適正性を担保した円滑な手続運用を継続的に検討していく³、とされていることから、当面は運用が大きく変わることはないと思われます。

今回の移管により民事再生、会社更生及び破産を同一部が取り扱うこととなり、最適な手続を柔軟に選択しやすくなり、民事再生から会社更生、会社更生から破産といった手続間の移行の判断がしやすくなる、といったメリットがあるように思われます。

民事再生法の施行直後より議論されていることではありま

すが、今回の会社更生の民事20部への移管により、民事再生と会社更生の役割分担のあり方が改めて問われるかもしれません。つまり、民事再生法は中小企業の事業再建を助けることを主な目的として制定された法律であり、立法時は、民事再生法=中小企業向け、会社更生法=大企業向けという役割分担が念頭に置かれていました。

しかしながら、2000年のそごうグループの民事再生に代表されるように、中小企業のみならず、大企業によっても民事再生は利用されており、民事再生は大企業の事業再生手法の一つとしても定着しているといえます。他方、中小企業であっても、会社更生を利用するケースもあり、実際には、民事再生法=中小企業、会社更生法=大企業 とは必ずしもなっていません。実務的には、担保権、優先債権、株主を倒産手続に取り込んで事業再生を図ることの可否などを踏まえながら、具体的な事案に応じて最適な手続選択を検討しており、今後もこのような検討をしていくことになると思われます。

2 ビジネス・コート(2022年10月)

2022年10月、東京地裁の商事部、倒産部、知的財産権部が、東京・中目黒の新庁舎に移転し、「ビジネス・コート」が誕生し、倒産部もビジネス・コートの一翼を担うこととなりました。

1: 村上若奈「東京地方裁判所における倒産事件の運用状況」法曹時報74巻8号15頁以下

2: なお、大阪地裁は、長年にわたり、第6民事部(倒産部)が、破産、民事再生、会社更生を含む倒産事件全般の事件処理をしています。

3: 前掲村上34頁

4: 園尾隆司「東京地裁に見る民事再生法施行2年半の運用と企業再生の実務～会社更生手続との役割分担によせて」事業再生と債権管理98号50頁

倒産手続には企業の新陳代謝を促進する社会インフラとしての意味があります。コロナ禍においては、いわゆるゼロゼロ融資などにより過剰債務を抱えた企業は少なくないものの、倒産件数は減少傾向にあり⁵、企業の新陳代謝は進んでおらず、これが日本経済の低迷の要因の一つではないか、とも言われています。

企業の新陳代謝を促す方策として、経営者保証ガイドライン(2014年2月適用開始し、2022年3月に「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方」が公表)や中小企業事業再生ガイドライン(2022年4月適用開始)が制定されているところですが、これに加えて、倒産部がビジネス・コートにおいて存在感を発揮して、従前よりも利便性の高い法的倒産手続を提供することとなれば、企業の健全な新陳代謝、ひいては日本経済の発展に資することになるのでは、と思われます。

また、ビジネス・コートのコンセプトの一つとして、「各部署間の相互連携を強化して知見を結集し」ユーザーの期待に応える⁶という点が挙げられています。これまでの裁判実務では、専門の異なる裁判所の部署が知識やノウハウを共有しあう、ということは行われていなかったのではないかと思います。製

造業の倒産案件で知的財産権を巡る争いが生じたり⁷、経営権争いの果てに倒産申立てに至ることもありますので、こうした取り組みは倒産案件の適切な処理、ひいては利用者の期待に応えることに資すると思われます。

3 倒産手続のIT化

民事訴訟手続については手続のIT化を主とした改正法が2022年5月に成立したところですが⁸、倒産手続についてもIT化に向けた立法作業⁹が進んでいます。具体的には、インターネットによる倒産手続の申立て・債権届出、記録の電子化、ウェブ会議による債権者集会などが議論されており、これらが実現すれば倒産手続の利便性は大きく向上すると考えられます。

また、ビジネス・コートのコンセプトとして「デジタル化が生み出す効率性を積極的に追求する」という点も掲げられ、「ウェブ会議」を実施しやすくするため、計14の専用ブースを裁判官の執務室に整備する¹⁰など、IT化を意識した設備が整えられていることから、ビジネス・コートと倒産手続のIT化の相乗効果により倒産手続の利便性が高まることが期待されます。

5: 前掲村上17頁

6: 東京地裁所長ごあいさつ・裁判所ウェブサイト<https://www.courts.go.jp/tokyo/vc-files/tokyo/2022/202210.tokyo-dc-aisatsu.pdf>(2022年10月27日最終閲覧)

7: 一例として、エルピーダ物語第3回「エルピーダメモリの知的財産権をめぐる諸問題」NBL1023号47頁

8: 松永崇、岸本卓也「民事訴訟法が大幅に改正されました～民事裁判手続のIT化について～」(大江橋事業再生NL9月号)

9: 中間試案が公表されており、2022年10月24日までパブリック・コメントに付されていました。
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080278&Mode=0>

10: 前掲裁判所ウェブサイト

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】